

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2022

夏号



No.572

# Schedule 主要行事予定

令和4年5月～7月

## 5月

10日(火) 一般不可  
●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 18:30～

17日(火) 一般不可

●青年部会役員会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 19:00～

18日(水) 一般不可

●令和3年度女性部会活動報告会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 14:30～

20日(金) 一般可 (※予約制)

●インボイス制度説明会及び決算法人説明会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 13:30～

23日(月) 一般可 (※予約制)

●新設法人説明会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 13:30～

24日(火) 一般不可

●2021年度青年部会事業報告会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 18:00～

27日(金)

●新入会員交流会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 17:30～

## 6月

7日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 18:30～

14日(火) 一般不可

●青年部会役員会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 19:00～

16日(木) 一般不可

●第11回通常総会  
【場 所】 ホテルキャメロットジャパン  
【時 間】 16:30～

17日(金) 一般不可

●生活習慣病検診①  
【場 所】 ココファン横浜鶴見  
【時 間】 9:00～

21日(火) 一般不可

●生活習慣病検診②  
【場 所】 ココファン横浜鶴見  
【時 間】 9:00～

24日(金) 一般可

●インボイス制度説明会及び決算法人説明会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 13:30～

29日(水) 一般不可

●生活習慣病検診③  
【場 所】 ココファン横浜鶴見  
【時 間】 9:00～

## 7月

5日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 18:30～

12日(火) 一般不可

●青年部会役員会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 19:00～

25日(月) 一般可 (※予約制)

●インボイス制度説明会及び決算法人説明会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 13:30～

27日(水) 一般可 (※予約制)

●新設法人説明会  
【場 所】 法人会会議室  
【時 間】 13:30～

最新の予定については、  
鶴見法人会ホームページをご覧ください。

## 新入会員紹介 令和4年1月～3月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏名	業 種	住 所
		電 話				
末吉	㈱玉城グループ	正会員	玉城 栄一	上末吉5-5-20	建設業	AIG損害保険㈱
		859-9088				
生麦	㈱マス・プロ製本	正会員	岩永 雄資	大黒町9-3	製本	川崎北法人会
		508-5777				
生麦	㈱川崎プリント興業	正会員	岩永 雄資	大黒町9-3	印刷	川崎北法人会
		642-4489				
生麦	㈱グアイトー	正会員	竹内 秀利	大黒町9-3	印刷	川崎北法人会
		508-5778				
生麦	㈱ZEAL	正会員	上野絵里奈	生麦3-10-4クリオ横浜生麦803	倉庫・物流関連請負業務	AIG損害保険㈱
		633-8916				
市場		賛助会員	中西 誠	栄町通4-47-9	パルーンアート	申出
		501-6886				

## 税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 令和4年5月18日(水) 7月20日(水)  
■時 間 午後1時  
■場 所 税理士会事務局

【住所:横浜市鶴見区鶴見中央4-35-21】  
ニックハイム鶴見中央通ビル201号室

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

## 鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。  
お知り合いの法人等をご紹介します。

鶴見税務署管内の  
約2000社が入会

入会の  
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体グループを支援しています。



## Profile

法人名: マルセビル管理㈱

役職名: 代表取締役

氏 名: 横溝 徹 氏

氏 名: 柳下 花音 さん

続 柄: 孫

支 部: 豊岡佃野支部

撮影場所: セントラルスタジオ

## Index

理事会報告/事業レポート	1
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	2～3
女性部会「絵はがきコンクール」	3
全国女性フォーラム	4
鶴見税務署からのお知らせ	5
税金クイズ(女性部会)	6
会員優待サービスブック 2022年度版	7
税金クイズ解答	8
横浜市からのお知らせ	9
第11回通常総会	裏表紙

## 表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかかですか。

お問い合わせは 鶴見法人会事務局 045-521-2531



法人会会議室において、理事・監事21名が出席し開催した。

議題は、下記についての審議をおこなった。

1. 令和4年度事業計画(案)について
2. 令和4年度収支予算(案)について
3. 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて
4. 「資産運用資金管理規定」一部変更承認の件について
5. 特定資産「資産運用資金」増額承認の件について
6. 第11回通常総会について
7. 貸会議室料金改定について

## 事業 Report

### 税法研修会

2月1日(火)・2月15日(火)・2月22日(火)・  
3月1日(火)・3月8日(火)

### 税制委員会

鶴見税務署法人課税第一部門佐藤上席国税調査官を講師にお迎えし、全5回にわたり、法人税・消費税についての研修会をおこなった。最終日には出席率良好な受講者に、福原税制委員長より受講証書と記念品を手渡した。



### 地域振興助成事業助成金交付式

### 地域振興助成事業講演会

3月10日(木)

地域振興助成事業講演会として、舞の海秀平氏をお迎えして、「地域振興助成事業講演会」を開催した。会員・一般の方々約250名が来場された。開演前に鶴見区内において地域づくりを推進する団体・グループに助成金(21団体の申請を受付し、13団体に交付)の助成金交付式を行った。



### 第58回チャリティーグリーン研修会

3月24日(木)

### 厚生委員会

第58回グリーン研修会を姉ヶ崎カントリー倶楽部にて、10組39名が参加し開催した。優勝を目指してアウト、インに分かれてスタートした。バディーありOB、池ポチャありと悲喜こもごも。プレー終了後は表彰式を行いプレーや成績と称え合い、懇親を深めた。優勝者はbarぶらうんの元田勇次氏。また、寄付金を社会福祉協議会へ寄贈した。



# 法人会の 税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## [ 法人課税 ]

### 1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

### 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。 また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

## [ 事業承継税制 ]

### 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。	・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

## [ 地方税 ]

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<p>・令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。</p>

## [ その他 ]

### 1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<p>地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</p>	<p>・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。</p>

## 第12回 税に関する絵はがきコンクール & 租税教室



令和4年1月26日（水）

小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について知識を得、理解と関心を深めてもらうため、本年も『税に関する絵はがきコンクール』を実施しました。今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年のようにこの事業を行うことが困難となったので、本誌への掲載およびチラシの同封をして法人会会員や、小学校放課後キッズクラブの子ども達等に募集をおこない、32作品の応募をいただきました。

選考会は、1月26日に開催しました。当日は鶴見税務署幹部の皆さまをお招きし、本会会長・女性部会担当副会長とともに税務署長賞・法人会会長賞を選出、その後、女性部会賞・アイデア賞は女性部会役員にて、それぞれ公正な審査のうえ、入賞作品を選出しました。

なお、税務署長賞・高学年の部の作品は、(公社)全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展いたしました。また2月9日神奈川県連女性部会「絵はがきコンクール選考会」にてこの作品は奨励賞をいただきました。

第12回『税に関する絵はがきコンクール』の作品は、鶴見税務署内に掲示していただいているので、税務署においでの際は、ぜひご覧ください。

「新しい生活様式」の中行われた第12回『税に関する絵はがきコンクール』、皆さまのご協力に感謝申し上げます。



# 第16回 法人会全国女性フォーラム 静岡大会

2022年4月14日(木)【女性部会】

『全国女性フォーラム 静岡大会』がツインメッセ静岡において無事に開催されました。昨年度は秋に延期されていたため、半年という短い間隔での開催となりましたが、32県連348会から1,300名を超える女性部会員が集まりました。隣県での開催ということで、当部会では日帰りでの参加とし、榎本担当副会長、関口部会長、松田幹事、簡幹事の4名が参加いたしました。

第一部の記念講演は、講師に俳優の別所哲也氏をお迎えし、「ショートフィルムのチカラ！-多様な表現発信とメディアリテラシーの創出-」のテーマでお話を伺いました。別所氏は静岡県島田市のご出身で、慶応義塾大学を卒業後渡米、日米合作映画でハリウッドデビューされました。その際「日本人は、モノヅクリは素晴らしいがモノガタリが聞こえない」と言われたことが心に残ったそうです。帰国後、日本初の国際短編映画祭を主宰、現在も「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」として続いています。今日の講演の中でも、1分ほどから20分越えまで4本の作品を拝見しましたが、男女の役割や障害の有無など固定概念にとらわれない多様性や、第二次世界大戦中の英独兵の実話に基づく作品など大変興味深いものでした。

第二部の式典では、全国法人会総連合女性部会連絡協議会会長や全国法人会総連合会長のご挨拶に続き、ご来賓である、静岡県ご出身の国税庁長官をはじめ、静岡県知事、静岡市長などから祝辞を頂戴しました。また静岡県内13法人会の活

動事例は20分ほどのVTRにまとめて発表されました。『ふじのくに“地域で学び、文化でつなぐ”～女性の力～』とする大会宣言がなされた後、次年度の開催地 愛媛県へと大会旗が伝達されました。

迫力ある足久保太鼓から始まった第三部は、昨年同様第一部から引き続き指定されたテーブルでの着席で、静岡県の海山の幸を詰め込んだ二段重のお弁当での懇親会となりました。壇上では、静岡県連女性部会の皆さまによる茶つきり娘のパフォーマンス、続いて次年度開催地愛媛県連女性部会の皆さまによる本場野球拳の披露などがありました。

ツインメッセ静岡内、主会場となる北館に隣接する南館では、『税に関する絵はがきコンクール』代表作品展があり、全国から応募された多くの絵はがきの中から「全法連女連協会会長賞」12作品が選出されました。また各法人会の代表作品がすべて掲示され、本会から今年1月鶴見税務署長賞に選出された作品も展示されました。

また、静岡県の特産品を集めた物産展が開催され、お茶やうなぎ、桜エビに関連するさまざまな商品などに、多くの方が行列を作っていました。

次年度は、一昨年コロナ禍で中止を余儀なくされた愛媛県にて令和5年4月13日(木)に第17回愛媛大会として、アイテムえひめ(愛媛国際貿易センター)での開催が予定されています。

(広報委員：簡 奈津子)



## インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施され、適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

### 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

### 2 説明会の日程

日時	開催場所	定員	連絡先	対象者
令和4年5月20日(金) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年5月24日(火) 14時30分～15時30分				免税事業者
令和4年6月2日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	主に 課税事業者
令和4年6月21日(火) 14時30分～15時30分				免税事業者
令和4年6月24日(金) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年7月7日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	主に 課税事業者
令和4年7月21日(木) 14時30分～15時30分			鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者
令和4年7月25日(月) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年7月28日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者
令和4年8月4日(木) 14時30分～15時30分			鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	主に 課税事業者

### 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

# 署の幹部と一緒に考える 税金クイズ



## その1 O×クイズ

以下について正しい場合は○、誤っている場合は×をつけてください。

問1

いわゆる高校授業料無償化によって、支給される金品は、所得税の申告をしなくてはならない。○でしょうか × でしょうか。

問2

児童手当法により支給される児童手当は、対象となる児童の人数等によって支給金額が増減するので、暦年で支給される金額が20万円（確定申告不要所得）を超える場合は、確定申告をしなくてはならない。○でしょうか × でしょうか。

問3

サマージャンボ宝くじ前後賞合わせて7億円当選した。この当選金額は、確定申告しなければならない。○でしょうか × でしょうか。

## その2 三択クイズ

問4

大正15年（1926年）に、清涼飲料税が新設されました。お酒を対象とした「酒税」は歴史も古く有名ですが、清涼飲料水を対象とした「清涼飲料税」が存在していたことはあまり知られていません。この清涼飲料税は、ある条件を満たした清涼飲料水だけに課税されました。その、清涼飲料税が課された清涼飲料水はどれでしょうか。以下の選択肢よりお選び下さい。

- ①ミネラルウォーター ②サイダー ③オレンジジュース

問5

酒には、古くから酒屋役や運上・冥加などの税がありましたが、明治以降になって飲まれるようになったワインが最初に課税されたのはいつからでしょうか。以下の選択肢よりお選び下さい。

- ①明治34年 ②大正15年 ③昭和13年

問6

水の販売について、軽減税率の適用関係を正しく説明しているものは以下の選択肢の内どれでしょうか。正しいものをお選び下さい。

- ①水の販売は、軽減税率の対象である。  
②水の販売の内ミネラルウォーターのような飲料水の販売は、軽減税率の対象となり、水道水の販売は軽減税率の対象とならない。  
③水の販売の内ミネラルウォーターのような飲料水の販売は、軽減税率の対象となり、水道水の販売は特定の場合を除き軽減税率の対象とならない。

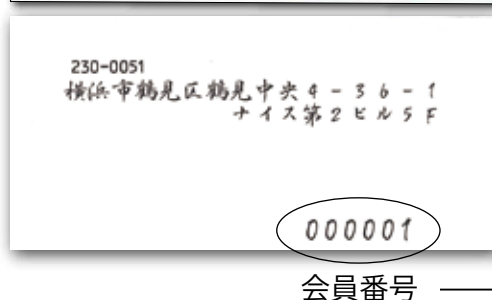


## 同封のサービスブック、会員法人会会員優待カードについて



社長も社員も使えるハッピーなサービス会員優待サービスブック2022年度版をお届けします。地元鶴見地区の店舗をはじめ、掲載大型レジャー施設、店舗の優待を受けることができます。優待先でのご利用には、同封の法人会会員優待カードの提示が必要となります。会員優待カードには、法人名、会員番号の記載が必要となります。会員番号は、当会の情報誌「ホットライン」封筒宛名欄(貴社)の法人名の下、6桁の番号となりますので、ご確認ください。

不明の場合は、法人会事務局にお電話をいただければ、お伝えいたします。会員優待カードは、10枚綴りとなっておりますが、追加が必要な場合は、法人会事務局にお問合せください。多くの会員の方々のご利用をお待ちしております。



## 税金クイズ (解答・解説編)

### その1 O×クイズ

以下について正しい場合はO、誤っている場合は×をつけてください。

問1 答え:×

解説:公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律により支給される金品は、同法10条により非課税とされています。

問2 答え:×

解説:児童手当法により支給される児童手当については同法16条により所得税が非課税とされていません。

問3 答え:×

解説:当せん金付証票法による当せん金付証票(宝くじ)の当せん金品については、同法13条により、所得税が非課税とされています。

### その2 三択クイズ

問4 答え:② サイダー

解説:清涼飲料税の対象となる清涼飲料水は、「炭酸ガスを含んでいること」が条件でしたので、サイダーなどの炭酸飲料だけが対象となっていました。ミネラルウォーター(天然水)、オレンジジュース(果実汁)、レモネード(果実糖飲料)などの清涼飲料水は非課税でしたが、それらに炭酸ガスを加えて発泡させた炭酸飲料は課税対象になりました。

問5 答え:③ 昭和13年

解説:ワインが最初に課税されたのは昭和13年ですが、その時は酒税ではなく物品税が課されました。

問6 答え:③ 水の販売の内ミネラルウォーターのような飲料水の販売は、軽減税率の対象となり、水道水の販売は特定の場合(水道水をペットボトルに入れて人の飲用に供される「食品」として販売される場合等)を除き軽減税率の対象とならない。


解説:「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一、軽減通達2)。

何問正解できましたか?

## ～「横浜みどり税」について～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいています。いただいた横浜みどり税は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。



平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500円
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

## ～大法人等のeLTAXによる電子申告が義務化されました～

### ■概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人市民税等の申告書及び添付書類については、eLTAXにより提供しなければならないこととされました。対象法人のみなさまにおかれましては、eLTAXにより電子申告をしていただきますようお願いいたします。

### ■対象法人

- ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人、特定目的会社



### ■適用日

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

### ■対象税目(一部抜粋)

- ・法人市町村民税
- ・法人道府県民税
- ・法人事業税

### ■対象書類

申告書並びに地方税法及び政省令の規定により申告書に添付すべきとされている書類

## 法人市民税に関する申告先・お問合せ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話:045-671-4481

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土日祝日年末年始を除く)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください!

・地方税共通納税システム ・ペイジー納付 ・クレジット納付 ・スマホ決済

横浜市税 納付方法 検索

# 第11回 通常総会のご案内

## 日時

**令和4年6月16日(木)**

開会:午後4時30分(受付開始:午後4時)

## 場所

ホテルキャメロットジャパン(横浜駅西口)

## 議事

### 議案

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 令和3年度収支決算報告承認の件<br>(会計監査報告)                     |
| 報告事項  | (1) 令和3年度事業報告<br>(2) 令和4年度事業計画<br>(3) 令和4年度収支予算 |

- \* 当日出席される方はご自分の名刺をご持参ください。
- \* 申込みをされた方で、急遽欠席される方は必ず事務局へご連絡ください。

**総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。**

(公社)鶴見法人会事務局

TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051

